

2019 年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業 成果報告書（Ⅰ）

実施機関名（ 国立大学法人愛媛大学 ）

1. 問題意識・提案背景

国立・私立小中学校、及び高等学校等における合理的配慮提供の提供に関して、以下のような課題が挙げられる。

- ① 認知処理・障害の特性による習熟度の偏りを児童生徒個人の問題と認識され、合理的配慮等が提供されない事例が多い。
- ② 感覚面の過敏性がある児童生徒に有用な道具や工夫について、児童生徒本人がその有用性を十分理解していない、利用についての動機付けが高まっていない等により、教育現場での活用が進んでいない。
- ③ 障害・特性に応じた特別の指導が必要な場合に、公立校の「通級による指導」のような制度がなく、児童生徒が求める合理的配慮を十全に提供できていない。

そこで、本学教育学部と附属校が協働し、附属特別支援学校を中核として組織している「学びのダイバーシティサポートチーム」に保健医療福祉領域の専門性を導入することで、上述した課題を解決することができると考えた。そして、本学附属校における合理的配慮の提供体制を充実・拡充することは、愛媛県内の多くの教育機関における合理的配慮を巡る状況を改善・進捗させる効果が高いとも考えた。

2019 年度は、2018 年度の取組を継続・発展させ、附属校に加え近隣の私立校や公立校の児童生徒も、本事業で開設した相談ブースを利用できるようにした。

2. 目的・目標

本事業では、「学びのダイバーシティサポートチーム」による相談ブースの運営を軸として児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮を検討し周知啓発することを目的とする。

- ① 感覚面への過敏性に対する合理的配慮の工夫の検討
- ② 校内生活ルールや社会的ルールに関わる対人関係スキル・ソーシャルスキルの学習を取り入れた支援の工夫の検討
- ③ 発達障害の可能性のある児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校の教職員の合理的配慮の提供の検討
- ④ 十分な支援が受けられず不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の検討

3. 主な成果

- ① 「学びのダイバーシティサポートチーム」による相談体制の構築と合理的配慮の検討
 - 児童生徒が放課後や長期休業期間に、附属校内に開設した相談ブースないしは本学内の面談室に来室し、専門性を有する合理的配慮支援員（近隣医療機関の言語聴覚士や再委託先である NPO 団体志リレーション Lab が派遣するソーシャルスキルトレーニング（SST）の専門スタッフ）による個別相談・指導（通級による指導に近似した相談・指導）を受ける機会を提供した。
 - 拠点校在籍児童生徒 13 名と近隣校の児童生徒 9 名の計 22 名が対象となった。

- 指導開始前に、本人・保護者・教職員から情報収集を行い、必要に応じて発達検査等を実施したり、授業中の様子を参観・行動観察したりすることで、対象児童生徒が抱える困難の背景（感覚面の過敏性、吃音、学習面の遅れ、対人面のトラブル等）を明らかにした。
- 個別相談・指導では、感覚過敏や吃音症状の緩和のための工夫や環境整備、指導・学習法の工夫（認知処理に応じた学習方法）、教材教具の工夫と導入（太い罫線のノート、拡大教材、リーディングルーラーの適用等）、学習支援機器（タブレット端末や電子辞書等）の導入の検討、SST（校内生活ルールや社会的ルールに関わる対人関係スキル等）の個別指導など児童生徒のニーズに適した合理的配慮を検討した。
- 取組において得られた情報は、学びのダイバーシティサポートチーム会議、特別支援教育コーディネーター会議等において、所属校の教職員等と情報共有を行い、児童生徒の実態の共通認識を図るとともに、学級内での指導や配慮に関する助言を行った。

② 合理的配慮に関する理解啓発

- 感覚面における過敏性や鈍感性や吃音、発達障害とその合理的配慮に関わる理解啓発として、計3回の啓発研修会を実施した。
- 相談ブースの周知と併せて、通常の学級において提供できる合理的配慮の例を知ることのできる理解啓発用リーフレットを作成した。リーフレットは、附属校園の教職員、及び在籍児童生徒に配布した。このリーフレットを見て、相談ブースの活用に至ったケースもあった。
- 合理的配慮の提供に関する理解を促進するための理解啓発用ホームページ²を作成した。通常の学級において提供できる合理的配慮の例、必要となる環境調整の例を紹介する動画コンテンツを作成し、附属校園の教職員、及び児童生徒の保護者、障害のない児童生徒、近隣校の教職員への理解啓発を行った。

4. 拠点校における取組概要

① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究

(ア) 感覚面（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚など）において過敏性や鈍感性がみられる児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

環境からの刺激に対する過敏さを有する対象児童生徒には、個別相談・助言を行うとともに、症状の緩和のための工夫や支援の方法、及び学級の環境整備等を検討・提案した。例えば、吃音の予期不安の強い児童については、サポートチームメンバー（言語聴覚士）による随意吃など吃音緩和法を導入した個別指導を行なうとともに、吃症状が強い場合などの具体的な場面について、学校に助言を行なった。このように、学級担任等への学校での指導や関わりにおける工夫への助言、専門機関との連携を行い、当人、家族、学校と正しい知識が共有されることを目指した。

また、感覚面における過敏性や鈍感性、吃音に関わる支援の理解啓発として、啓発

¹ 本事業の情報共有については、本人・保護者から所属校の教職員と情報共有しても良いという承諾が得られた内容のみとした。

² 理解啓発用ホームページ URL : <http://www.karilab.jp/jutaku/>

研修会を実施した。言語聴覚士・大学教員等を講師とし、より適切な対応の仕方や指導の方法、環境への変化の留意点、学級経営も含めた環境整備について、研修会を通して教職員に理解啓発を促した。全教職員が学校全体で合理的配慮・教育的配慮を提供することの意義・責務を理解し、その上で当該児童生徒に関わることで、対象児童生徒の症状が改善・緩和した。

(イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

拠点校に在籍する児童生徒について、個別相談・指導を担当した合理的配慮支援員による情報をもとに、所属校の教職員が個別の指導計画・教育支援計画を新規作成・更新した。このことから、計画がより児童生徒の実態に適したものとなった。

また、児童生徒に対する合理的配慮の提供が円滑に進むように、サポートチームメンバーが、在籍校の特別支援教育コーディネーター、学級担任、進学先の特別支援教育コーディネーター、支援員、合理的配慮支援員と個別の教育支援計画等についての情報共有を行う機会を設けた。保護者の安心感だけでなく、次年度関わる教職員も、事前に生徒の実態を把握できたことで安心につながったという意見が得られた。

近隣校の対象児童生徒のうち、所属校の教職員が個別の指導計画・教育支援計画を作成する必要がある子であるという認識に至っていない状況もあった。そこで、当該児童生徒の学級担任と複数の経路（公的文書、こもれび等で実施した発達検査の結果報告書など書面によるもの、保護者による報告）から、児童生徒の実態に関わる情報共有と、学習上の支援機器等教材の工夫、家庭や学級内での指導や配慮に関する助言を行った。その後、個別の教育支援計画の作成に至った事例もあった。

②発達障害の可能性のある児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校の教職員の合理的配慮の提供に関する研究

相談ブースにおける個別相談では、対象児童生徒の認知特性に応じた教材教具や支援機器等を円滑に活用できるよう練習し、それらが合理的配慮として必要であることを、本人が理解できるよう促した。その過程を経た上で、本人が、在籍校の学級担任又は特別支援教育コーディネーターに合理的配慮の必要性を表明した。

対象児童生徒が通常の学級で補助具等の教材教具を用いる際（導入）には、学級担任又は児童生徒自身がクラスメイトに説明し、合意を形成したことで、合理的配慮として提供することができた。

支援機器としてのタブレット端末の導入については、対象児童生徒のうち1名は板書撮影に活用した。他の児童生徒は、個別相談や家庭学習においては利活用が進んだものの、通常の学級での活用の頻度は少なかった。どの児童生徒も、自分自身にとって必要な配慮（合理的配慮）であることは理解しており、家族・教員・クラスメイトに合理的配慮としての表明ができている事例も増えているため、本人に通常の学級におけるタブレット端末の利活用に抵抗感がなくなった場合、円滑に導入できるよう、在籍校の学級担任及び特別支援教育コーディネーター、管理職との調整はできている。

③ 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒や十分な支援が受けられず不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の提供に関する

研究

(キ) 不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

児童生徒の実態に応じて支援員の配置，対象児童生徒と学級担任及び合理的配慮支援員・特別支援教育コーディネーター（児童生徒の代弁役）との面談の実施，学級担任と個別に協議する時間の確保を行った。当該年度の終わりには，(1)対象児童が自らの困難を理解し，(2)学級の環境整備が進み，(3)本人が「自分の理解者が増えた」と認識することができた。これらの経過により，対象児童生徒の登校しぶりが減少した。

5. 今後の課題と対応

本事業について，前述の取組，本事業の運営協議会，成果報告会での意見交換によって，以下の課題が抽出された。次年度の取組においては，これらの課題を解決・改善する予定である。

- 2018年度より，本学附属校を指定校として，附属校に在籍する児童生徒への合理的配慮の提供・拡充を目的とした体制（学びのダイバーシティサポートチーム，合理的配慮支援員，相談ブース）を構築してきた。今後も，本学附属校が教育研究の拠点校として，近隣の公立・私立小中学校，高等学校等に助力・助言（特に，近隣校に在籍する児童生徒への合理的配慮の提供，及び関連した理解啓発活動等）できるよう，安定的・継続的に運営できる体制の確立，及び充実・拡充を図る必要がある。
- 通常の学級での支援機器（タブレット端末）の利活用が想定よりも進まなかった事例については，本人がどのタイミングで使用するかについて支援機器の必要性やその用途を実感できていないこと，一人だけタブレットを使用することに抵抗があること等が考えられる。対象児童生徒が必要に応じて支援機器等を在籍学級で活用できるように，本人への心理的介入に加え，保護者・教職員に対する啓発を促進し，環境整備を行う必要がある。
- 通級による指導に近い個別相談・指導が，対象児童生徒に必要なことを，本人や保護者が理解する上で，まだ情報が十分ではないという課題が提起された。本事業の個別相談・指導が，対象児童生徒にとってどのような効果があるかについて，ホームページやSNS等の地域・社会全般が触れる事ができる媒体で情報発信（リーフレットの配布，好事例の発信等）を行い，理解啓発に努める必要がある。

6. 拠点校について

(小学校)

指定校名：愛媛大学教育学部附属小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	96	3	91	3	93	3	91	3	94	3	96	3
特別支援学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通級による指導 (対象者数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー	その他	計
教職員数	1	1	1	23	1	1	8	1	2	1	2	42

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：なし

※通級による指導の対象としている障害種：なし

(中学校)

指定校名：愛媛大学教育学部附属中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	128		4		127		4		158		4	
特別支援学級	0		0		0		0		0			
通級による指導 (対象者数)	0		0		0		0		0		0	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務 職員	特別支援教 育支援員	スクールカ ウンセラー	その他	計
教職員数	1	1	1	20	1	0	5	5	1	1	0	36

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：なし

※通級による指導の対象としている障害種：なし

(高等学校)

拠点校名：愛媛大学附属高等学校												
課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年				
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数			
全日制	総合学科	120	3	119	3	118	3	0	0			
定時制		0	0	0	0	0	0	0	0			
通級による指導 (対象者数)		0	0	0	0	0	0	0	0			
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教 諭	栄養教 諭	講師	事務職 員	特別 支援 教育 支援 員	スクールカ ウンセラー	その他	計
教職員数	1	2	1	25	1	0	17	5	0	1	2	55

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※通級による指導の対象としている障害種：なし

7. 問い合わせ先

組織名：国立大学法人 愛媛大学

担当部署：教育学部事務課